

四街道市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の骨子案

大項目	中項目	小項目	省令の条	基準の種類	条例案	
第1章	総則	趣旨	第1条	—	省令どおり定める	
		定義	第2条	—		
		指定地域密着型サービスの事業の一般原則	第3条	参酌		
第1章の2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
第1節	基本方針等	基本方針	第3条の2	参酌	省令どおり定める	
		指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第3条の3	参酌		
	第2節	人員に関する基準	定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数	第3条の4		従う
			管理者	第3条の5		従う
	第3節	設備に関する基準	設備及び備品等	第3条の6		参酌
	第4節	運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意	第3条の7		従う(第1項)
						参酌(第2項から第6項)
			提供拒否の禁止	第3条の8		従う
			サービス提供困難時の対応	第3条の9		参酌
			受給資格等の確認	第3条の10		参酌
			要介護認定の申請に係る援助	第3条の11		参酌
			心身の状況等の把握	第3条の12		参酌
			指定居宅介護支援事業者等との連携	第3条の13		参酌
			法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	第3条の14		参酌
			居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	第3条の15		参酌
			居宅サービス計画等の変更の援助	第3条の16		参酌
			身分を証する書類の携行	第3条の17		参酌
			サービスの提供の記録	第3条の18		参酌
			利用料等の受領	第3条の19		参酌
			保険給付の請求のための証明書の交付	第3条の20		参酌
			指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	第3条の21		参酌
			指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	第3条の22		参酌
			主治の医師との関係	第3条の23		従う(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)
			参酌(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分に限る。)			

		定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	第3条の24	参酌	
		同居家族に対するサービス提供の禁止	第3条の25	従う	
		利用者に関する市町村への通知	第3条の26	参酌	
		緊急時等の対応	第3条の27	参酌	
		管理者等の責務	第3条の28	参酌	
		運営規程	第3条の29	参酌	
		勤務体制の確保等	第3条の30	参酌	
		衛生管理等	第3条の31	参酌	
		掲示	第3条の32	参酌	
		秘密保持等	第3条の33	従う	
		広告	第3条の34	参酌	
		指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	第3条の35	参酌	
		苦情処理	第3条の36	参酌	
		地域との連携等	第3条の37	参酌	
		事故発生時の対応	第3条の38	従う	
		会計の区分	第3条の39	参酌	
		記録の整備	第3条の40	参酌	<p><省令の内容></p> <p>1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p><条例案></p> <p>第3項を追加</p> <p>3 事業者は、介護サービスの提供をした際に、その利用者から支払を受ける地域密着型サービス費その他の利用料に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>
第5節	連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例	適用除外	第3条の41	<p>従う(第1項及び第2項(第3条の23に係る部分(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。))</p> <p>参酌(第2項(第3条の23に係る部分(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分に限る。))</p>	省令どおり定める
		指定訪問看護事業者との連携	第3条の42	参酌	
第2章 夜間対応型訪問介護					
第1節	基本方針等	基本方針	第4条	参酌	省令どおり定める
		指定夜間対応型訪問介護	第5条	参酌	

第2節	人員に関する基準	訪問介護員等の員数	第6条	従う	
		管理者	第7条	従う	
第3節	設備に関する基準	設備及び備品等	第8条	参酌	
第4節	設備に関する基準	指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針	第9条	参酌	
		指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針	第10条	参酌	
		夜間対応型訪問介護計画の作成	第11条	参酌	
		緊急時等の対応	第12条	参酌	
		管理者等の責務	第13条	参酌	
		運営規程	第14条	参酌	
		勤務体制の確保等	第15条	参酌	
		地域との連携等	第16条	参酌	
		記録の整備	第17条	参酌	<p><省令の内容></p> <p>1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p><条例案></p> <p>第3項を追加</p> <p>3 事業者は、介護サービスの提供をした際に、その利用者から支払を受ける地域密着型サービス費その他の利用料に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>
		準用	第18条	参酌	省令どおり定める
第3章 認知症対応型通所介護					
第1節	基本方針		第41条	参酌	省令どおり定める
第2節	人員及び設備に関する基準				
第1款	単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護	従業者の員数	第42条	従う	省令どおり定める
		管理者	第43条	従う	
		設備及び備品等	第44条	参酌	
第2款	共用型指定認知症対応型通所介護	従業者の員数	第45条	従う	
		利用定員等	第46条	従う(第1項) 参酌(第2項)	
		管理者	第47条	従う	
第3節	運営に関する基準	心身の状況等の把握	第48条	参酌	
		利用料等の受領	第49条	参酌	
		指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針	第50条	参酌	
		指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	第51条	参酌	
		認知症対応型通所介護計画の作成	第52条	参酌	
		管理者の責務	第53条	参酌	
		運営規程	第54条	参酌	
		勤務体制の確保等	第55条	参酌	
		定員の遵守	第56条	参酌	
		非常災害対策	第57条	参酌	
		衛生管理等	第58条	参酌	
		地域との連携等	第59条	参酌	

		記録の整備	第60条	参酌	<p><省令の内容></p> <p>1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p><条例案></p> <p>第3項を追加</p> <p>3 事業者は、介護サービスの提供をした際に、その利用者から支払を受ける地域密着型サービス費その他の利用料に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>
		準用	第61条	参酌	省令どおり定める
第4章		小規模多機能型居宅介護			
第1節	基本方針		第62条	参酌	省令どおり定める
第2節	人員に関する基準	従業者の員数等	第63条	従う	省令どおり定める
		管理者	第64条	従う	
		指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者	第65条	従う	
第3節	設備に関する基準	登録定員及び利用定員	第66条	従う	
		設備及び備品等	第67条	<p>従う(第1項(宿泊室に係る部分に限る。)、第2項第2号ロ(宿泊室の床面積))</p> <p>参酌(第1項から第5項(宿泊室及び宿泊室の床面積に係る部分を除く。))</p>	
第4節	運営に関する基準	心身の状況等の把握	第68条	参酌	
		居宅サービス事業者等との連携	第69条	参酌	
		身分を証する書類の携行	第70条	参酌	
		利用料等の受領	第71条	参酌	
		指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	第72条	参酌	
		指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	第73条	<p>従う(第5号及び第6号)</p> <p>参酌(第1号から第4号、第7号、第8号)</p>	
		居宅サービス計画の作成	第74条	参酌	
		法定代理受領サービスに係る報告	第75条	参酌	
		利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	第76条	参酌	
		小規模多機能型居宅介護計画の作成	第77条	参酌	
		介護等	第78条	<p>従う(第2項)</p> <p>参酌(第1項、第3項)</p>	
		社会生活上の便宜の提供等	第79条	参酌	

		緊急時等の対応	第80条	参酌		
		運営規程	第81条	参酌		
		定員の遵守	第82条	参酌		
		非常災害対策	第82条の2	参酌		
		協力医療機関等	第83条	参酌		
		調査への協力等	第84条	参酌		
		地域との連携等	第85条	参酌		
		居住機能を担う併設施設等への入居	第86条	参酌		
		記録の整備	第87条	参酌	<p><省令の内容></p> <p>1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p><条例案></p> <p>第3項を追加</p> <p>3 事業者は、介護サービスの提供をした際に、その利用者から支払を受ける地域密着型サービス費その他の利用料に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	
		準用	第88条	参酌	省令どおり定める	
第5章 認知症対応型共同生活介護						
	第1節	基本方針		第89条	参酌	省令どおり定める
	第2節	人員に関する基準	従業者の員数	第90条	従う	
管理者			第91条	従う		
指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者			第92条	従う		
	第3節	設備に関する基準		第93条	従う(第2項(居室に係る部分に限る。)、第4項) 標準(第1項、第2項(居室に係る部分を除く。)) 参酌(第3項、(第5項から第7項))	
	第4節	運営に関する基準	入退居	第94条	参酌	
サービスの提供の記録			第95条	参酌		
利用料等の受領			第96条	参酌		
指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針			第97条	従う(第5項、第6項)		
				参酌(第1項から第4項、第7項)		
認知症対応型共同生活介護計画の作成			第98条	参酌		
介護等			第99条	従う(第2項)		
				参酌(第1項、第3項)		
社会生活上の便宜の提供等	第100条	参酌				
管理者による管理	第101条	参酌				

		運営規程	第102条	参酌	<p><省令の内容> 事業者は、共同生活住居ごとに事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p><条例案> 次の号を追加して整理 (1)入居一時金の取扱い</p>	
		勤務体制の確保等	第103条	参酌	省令どおり定める	
		定員の遵守	第104条	参酌		
		協力医療機関等	第105条	参酌		
		居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	第106条	参酌		
		記録の整備	第107条	参酌	<p><省令の内容> 1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p><条例案> 第3項を追加 3 事業者は、介護サービスの提供をした際に、その利用者から支払を受ける地域密着型サービス費その他の利用料に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	
		準用	第108条	参酌	省令どおり定める	
第6章		地域密着型特定施設入居者生活介護				
第1節	基本方針		第109条	参酌	省令どおり定める	
第2節	人員に関する基準	従業者の員数	第110条	従う		
		管理者	第111条	従う		
第3節	設備に関する基準		第112条	参酌		
第4節	運営に関する基準	内容及び手続の説明及び契約の締結等	第113条	従う(第1項から第3項)		
				参酌(第4項)		
		指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等	第114条	従う(第1項、第2項)		
				参酌(第3項、第4項)		
		法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意	第115条	参酌		
		サービスの提供の記録	第116条	参酌		
		利用料等の受領	第117条	参酌		
		指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針	第118条	従う(第4項、第5項)		
				参酌(第1項から第3項、第6項)		
		地域密着型特定施設サービス計画の作成	第119条	参酌		
介護	第120条	参酌				
機能訓練	第121条	参酌				
健康管理	第122条	参酌				
相談及び援助	第123条	参酌				

		利用者の家族との連携等	第124条	参酌		
		運営規程	第125条	参酌		
		勤務体制の確保等	第126条	参酌		
		協力医療機関等	第127条	参酌		
		記録の整備	第128条	参酌	<p><省令の内容></p> <p>1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p><条例案></p> <p>第3項を追加</p> <p>3 事業者は、介護サービスの提供をした際に、その利用者から支払を受ける地域密着型サービス費その他の利用料に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	
		準用	第129条	参酌	省令どおり定める	
第7章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						
	第1節	基本方針		第130条	参酌	省令どおり定める
	第2節	人員に関する基準	従業者の員数	第131条	従う(第1項から第13項、第15項、第16項)	
					参酌(第14項)	
	第3節	設備に関する基準	設備	第132条	従う(第1項第1号に限る。)	
					参酌(第1項から第2項(第1項第1号を除く。))	<p><省令の内容></p> <p>一の居室の定員は、1人とする。ただし、介護サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。</p> <p><条例案></p> <p>一の居室の定員は、1人とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、2人以上4人以下とすることができる。</p>
	第4節	運営に関する基準	サービス提供困難時の対応	第133条	参酌	省令どおり定める
			入退所	第134条	参酌	
			サービスの提供の記録	第135条	参酌	
			利用料等の受領	第136条	参酌	
			指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針	第137条	従う(第4項、第5項)	
					参酌(第1項から第3項、第6項)	
			地域密着型施設サービス計画の作成	第138条	参酌	
			介護	第139条	従う(第7項、第8項)	
					参酌(第1項、第6項)	
			食事	第140条	参酌	
			相談及び援助	第141条	参酌	

		社会生活上の便宜の提供等	第142条	参酌		
		機能訓練	第143条	参酌		
		健康管理	第144条	参酌		
		入所者の入院期間中の取扱い	第145条	従う		
		管理者による管理	第146条	従う		
		計画担当介護支援専門員の責務	第147条	参酌		
		運営規程	第148条	参酌		
		勤務体制の確保等	第149条	参酌		
		定員の遵守	第150条	参酌		
		衛生管理等	第151条	参酌		
		協力病院等	第152条	参酌		
		秘密保持等	第153条	従う		
		居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	第154条	参酌		
		事故発生の防止及び発生時の対応	第155条	従う		
		記録の整備	第156条	参酌	<p><省令の内容></p> <p>1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p><条例案></p> <p>第3項を追加</p> <p>3 事業者は、介護サービスの提供をした際に、その利用者から支払を受ける地域密着型サービス費その他の利用料に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	
		準用	第157条	参酌	省令どおり定める	
第5節 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準						
第1款	この節の趣旨及び基本方針	この節の趣旨	第158条	参酌	省令どおり定める	
		基本方針	第159条	参酌		
	第2款 設備に関する基準	設備		第160条		従う(第1項第1号イ(3)(床面積に係る部分に限る。))
						参酌(第1項第1号イ(3)(床面積に係る部分を除く。))、第2項)
	第3款 運営に関する基準	運営に関する基準	利用料等の受領	第161条		参酌
			指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針	第162条		従う(第6項、第7項)
						参酌(第1項から第5項、第8項)
			介護	第163条		従う(第8項、第9項)
						参酌(第1項から第7項)
	食事	第164条	参酌			
社会生活上の便宜の提供等	第165条	参酌				

		運営規程	第166条	参酌	
		勤務体制の確保等	第167条	従う(第2項、第3項) 参酌(第1項、第4項)	
		定員の遵守	第168条	参酌	
		準用	第169条	参酌	
第8章 複合型サービス					
第1節	基本方針		第170条	参酌	省令どおり定める
第2節	人員に関する基準	従業者の員数等	第171条	従う	
		管理者	第172条	従う	
		指定複合型サービス事業者の代表者	第173条	従う	
第3節	設備に関する基準	登録定員及び利用定員	第174条	標準	
		設備及び備品等	第175条	従う(第1項(宿泊室に係る部分に限る。)、第2項第2号ロ(宿泊室の床面積)) 参酌(第1項から第4項(宿泊室及び宿泊室の床面積に係る部分を除く。))	
第4節	運営に関する基準	指定複合型サービスの基本取扱方針	第176条	参酌	
		指定複合型サービスの具体的取扱方針	第177条	従う(第5号、第6号) 参酌(第1号から第4号、第7号から第11号)	
		主治の医師との関係	第178条	従う(複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の提出に係る部分を除く。)	
		複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成	第179条	参酌	
		緊急時等の対応	第180条	参酌	
		記録の整備	第181条	参酌	<省令の内容> 1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 <条例案> 第3項を追加 3 事業者は、介護サービスの提供をした際に、その利用者から支払を受ける地域密着型サービス費その他の利用料に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
		準用	第182条	参酌	省令どおり定める